

議案第 137 号

伊賀市農業集落排水処理施設等の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の一部改正について

伊賀市農業集落排水処理施設等の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の一部を次のとおり改正しようとする。

平成 26 年 12 月 3 日提出

伊賀市長 岡 本 栄

記

伊賀市農業集落排水処理施設等の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例

伊賀市農業集落排水処理施設等の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例（平成 26 年伊賀市条例第 41 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 神戸地区農業集落排水処理施設の項の次に加える改正規定を次のように改める。

別表第 1 神戸地区農業集落排水処理施設の項の次に次のように加える。

花垣地区農業集落排水処理施設	伊賀市予野 12350 番	伊賀市予野、大滝、白檜、治田
依那古地区農業集落排水処理施設	伊賀市依那具 1742 番 1 ほか	伊賀市依那具、城ヶ丘、市部、才良、沖、上郡、下郡、下郡南、森寺

別表第 2 神戸地区農業集落排水処理施設の部の次に加える改正規定を次のように改める。

別表第 2 神戸地区農業集落排水処理施設の部の次に次のように加える。

花垣地区農業集落排水処理施設	一般家庭	基本料金	3,240 円
		加算料金 (人数割料金)	1 人につき 540 円

	事業所等	基本料金	3,240 円
		加算料金 (人数割料金)	令第 32 条第 1 項の規定に基づき算出した人員 1 人につき 540 円を加算した額
依那古地区農業集落排水 処理施設	一般家庭	基本料金	2,700 円
		加算料金 (人数割料金)	1 人につき 540 円
	事業所等	基本料金	2,700 円
		加算料金 (人数割料金)	令第 32 条第 1 項の規定に基づき算出した人員 1 人につき 540 円を加算した額

別表第 3 中 神戸地区農業集落排水処理施設 を改める改正規定を次のように改める。

別表第 3 中

「

神戸地区農業集落排水処理施設

を

」

「

神戸地区農業集落排水処理施設

花垣地区農業集落排水処理施設

依那古地区農業集落排水処理施設

に改める。

」

附 則

この条例は、公布の日から施行する。